

令和5年3月17日

利用団体各位

独立行政法人国立青少年教育振興機構  
国立立山青少年自然の家  
所長 岩城 公二  
(公印省略)

「新型コロナウイルス感染症防止のためのガイドライン」廃止について（通知）

日頃より、当施設の運営にご理解、ご協力を賜りまして誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症への対応につきましては、政府のガイドライン作成の求めに応じ、国立青少年教育振興機構がガイドラインを作成し、それをもとに本所においてもガイドラインを作成し、皆様にご協力をいただいております。

この度、特段の事情がない限り新型コロナウイルス感染症が、令和5年5月8日から2類感染症から5類感染症に位置づけられることに伴い、対処方針は廃止となるため、同日をもって本所のガイドラインは廃止いたします。政府では、位置づけ変更後も、季節性インフルエンザ流行時と同様に、手指消毒や換気の呼びかけなどを行う方針であり、マスクについても外してよい場面や有効性等の周知について検討しております。本所といたしましては、これら呼びかけにも対応してまいります。皆様には引き続き、ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

なお、令和5年5月7日までの間にご利用予定の団体様におかれましては、本所のガイドラインは廃止となっておりますので、引き続きガイドラインに則したご利用をお願いいたします。

**【問合せ先】**

国立立山青少年自然の家 事業推進係

TEL：076-481-1321 FAX：076-481-1430

MAIL：tateyama-sui@niye.go.jp